区内認可外保育施設 施設長 各位

豊島区子ども家庭部 保育支援担当課長 樋口 友久 (公印省略)

令和7年度認可外保育施設運営状況報告の提出について(依頼)

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。 貴殿の実施する認可外保育施設について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項及び第59条の2の5並びに豊島区認可外保育施設に対する指導監督等要綱(令和5年1月16日4豊子保発第6830号)第7条の規定に基づき、運営状況報告を実施します。

記

1 提出書類

(1)【豊島区】運営状況報告(別記第4号様式1)・職員名簿

記入例を参考に、①施設基本情報~(別紙)職員名簿までの各シートの項目をすべて入力してください。

- ※「居宅訪問型事業者」とは様式が異なります。十分ご留意ください。
- ※必ず、コピーをとりご自身で控えとして保管してください。
- ※本様式は、豊島区のホームページに掲載しております。

【掲載先】https://www.city.toshima.lg.jp/530/2211241640.html

ホーム > 子育で・教育 > 保育 > 保育運営事業者の方へ > 認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請・立ち入り調査等について (設置者用) > 認可外保育施設における運営状況報告・事故報告・長期滞在児の報告について



(2) 添付書類(各1部)

- ① 配置図 (隣接している建物、接道がわかるもの)
- ② 平面図(保育室の有効面積、出入口、避難経路を記入すること)
- ③ シフト表
- ④ 有資格者(保育士・看護師等)である場合は、資格が確認できる書類の写し
- ⑤ 上記⑤の資格がない方で、以下の研修修了者は、研修の修了証書の写し (1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設においては必須)
 - ·居宅訪問型保育研修(基礎研修)
 - ・(公社) 全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター 現任研修
 - ・児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設が実施する (公社)全国保育サービス協会が定める「認定ベビーシッター」資格取得に関 する科目の履修
 - 認可外の居宅訪問型保育研修
 - ・子育て支援員研修(地域保育コースに限る)
 - ·家庭的保育者研修(基礎研修)
 - ·家庭的保育者研修(認定研修)
- ⑥ 上記⑤の研修以外で研修を受けた方は、直近の研修受講状況がわかる書類(受講証の写し等)
- ⑦ 事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し(加入している場合のみ)
- ⑧ パンフレットや料金表等施設の運営状況を把握する上で参考となる資料(作成している場合のみ)
- ⑨ 企業主導型保育事業助成決定通知書(助成決定を受けている場合のみ)

2 基準日

令和7年10月1日(水)

※10月1日時点の状況をご記入ください。10月1日が休業日の場合や全く稼働がなかった場合は、直後の営業日の状況をご記入ください。

3 提出期限

令和7年11月14日(金) 厳守

4 提出方法及び提出先

Logo フォームか郵送にてご提出ください。 詳細は、報告の手引きにてご確認ください。

【logo フォーム】

https://logoform.jp/form/gXWR/1244771



【郵送提出先】

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 4 階 豊島区子ども家庭部 保育課特別保育・認可外保育グループ ※封筒の表に「運営状況報告書在中(認可外保育施設)」と記載ください。

5 その他

- (1) 10月1日時点で休止中または廃止済みの場合は、「認可外保育施設 [休止・廃止] 届出書(別記第3号様式)」を速やかに届け出てください。 本報告は不要です。
- (2) 届出事項に変更が生じた場合は、「認可外保育施設事業内容等変更届(別記第2 号様式)」にて届け出てください。

※上記(1)(2)について、必要な様式は豊島区ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】https://www.city.toshima.lg.jp/530/2212211327.html

ホーム > 子育で・教育 > 保育 > 保育運営事業者の方へ > 認可外保育施設等の各種届出・報告・確認申請・立ち入り調査等について(設置者用) >認可外保育施設(居宅訪問型保育事業含む)における設置・変更・休止・廃止届について(開設前にご確認ください)



以上

【担当・問い合わせ先】

豊島区子ども家庭部保育課特別保育・認可外保育グループ TEL: 03-4566-2496 / FAX: 03-3980-5041